

若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案（山井和則君外二名提出）について、木原誠二議員に対し、山井和則が答弁

○木原（誠）委員 企業の労働現場の実態を踏まえながら必要最小限にということですから、今この時代において年齢制限というものの重要性というのを踏まえたと、そういう方向でぜひ検討していただきたいな、こんなふうに思うところでございます。

そこで、民主党の方からは、この募集、採用における年齢制限ということについて、別途法律を一本立てて、御提案をいただいております。大きな違いは、民主党案の方は、年齢制限がかからない、除外をする項目について、まさに法律の中に四類型という形で示しておられる、こういうことだろうというふうに思います。

四類型ということについて、当初、今の厚生労働省の指針の中には十項目あるわけでございますけれども、労働の現場というのはなかなか、生き物だろうというふうに思いますし、とりわけ経済も生き物でございます、そういう中であって、四類型に限定をしまして本当にいいのかなという思いがございまして、また同時に、法律の中に書き込んでしまうということについて、ちょっと硬直的に過ぎるのではないかなというような思いもございまして。

この点について、硬直性ということについてどういう御見解を持っていらっしゃるか、お伺いできればと思います。

○山井議員 木原議員、質問ありがとうございます。お答えをさせていただきます。

日本におきましては、雇用環境の影響もあり、年齢という個人の力ではどうしようもないことで就業のチャンスを奪われている多くの若者、高齢者等がいらっしゃり、日本の経済の発展にとっても損失となっております。

少し早口で読ませていただきます、時間にも限りがあると思っております。

年齢による差別を解消することは、多くの人々に就業のチャンスを保障するという意味で、大変意義深いことでもあります。政府の改正案におきましても、民主党におくればせながら、年齢差別禁止について現行法の努力義務規定を義務規定にする改正が盛り込まれているところでありますが、差別禁止の適用範囲が厚生労働省令により定められることとなっており、その内容によってはしり抜けになるおそれも否定できません。そういう意味から、民主党案におきましては、年齢差別の禁止の実効性を高めるために、その例外事由についても、必要最小限である四つの点に限定し、法案においてははっきり明示することとしたものであります。

具体的に言いますと、今までの政府の指針に入っていて民主党の法案に入っていないのは、新卒求人であるから、適正な年齢構成を維持するため、年齢給があるため、労働災害防止のため、体力、視力が必要なため、特定年齢層対象業務があるから、このような六つのことは入れていないんですね。

この趣旨をぜひ御理解いただきたいのは、余りにも例外規定、排除規定をふやしてしまうと、結局はしり抜け、ざる法になってしまいかねない。その結果として、現在のハローワークでの求人でも、五〇%ぐらいしか年齢差別が撤廃されているのではないわけなんです。

そういう意味では、私は、先ほどの高橋局長の答弁を聞いていて、まさに民主党の考え方をおっしゃっているのではないかと。要は、必要最小限の除外規定であると。かつ、それを法案審議が終わってから厚生労働省に任せるのではなく、その除外規定をいかに少なくして実効性のあるものにするかということが重要である以上は、正々堂々と法案の中に最小限の項目というのは何かということを書き込んで、それで多いのか少ないのか、当然企業のことにも配慮しながら、まさにそのことを私は国会で審議すべきではないか、そのような思いで、この四つの点に絞らせていただきました。

以上でございます。

○木原（誠）委員 ありがとうございます。

おっしゃったとおりかなとは思いますが、他方でやはり、硬直的ということについては、今御答弁がなかったのかなというふうに思います。

つまり、当初この法で年齢制限が入った、平成十三年に。まさにそのときは中高年者を対象にしていた。今回

は、もちろん中高年齢者も対象になりますし、すべての年齢の方が対象になるわけですが、その一つの焦点はむしろ、年長フリーターであるとか、若年者に少しずつシフトをしてきている。そういう中であっては、常に、労働市場あるいは労働問題、雇用問題において、施策が必要となる年齢であったり分野であったりというのは、刻々と動いてくるんだろうというふうに思います。

そういう中であって、法律で決めてしまうことについては、私は少し硬直的に過ぎるというふうに思います。つまり、省令で、その時代時代に合った年齢制限のあり方ということについては柔軟な対応をしないと、今回も対応がおくれてしまう、常に対応がおくれてしまうということについて、危惧をいたします。

その点について一つ御質問をさせていただきますと、今回、民主党の方からも、若年者の雇用ということについて焦点を当てて法案が出てございます。そして、年齢制限の撤廃もその一つの項目に入っているんだろうというふうに思いますけれども、今回の民主党の法案の四つの類型を見ておきますと、年齢制限の除外に入るものとして、高齢者、高齢者雇用安定法の規定は引いておりますけれども、この四項目の中に、若者ということについては何れも指摘がない。この点について、私は、少し時代をとり損ねているのではないかなというふうに思いますけれども、その点について御意見をいただければというふうに思います。

○山井議員 まず、先ほどおっしゃった、民主党案の方が実効性が低いのではないかとということでは全くなくて、まさに、先日の衆議院予算委員会に公述人で来られたキャノンの請負労働であります大野さんもおっしゃっておられたように、やはりこの格差社会の犠牲者が今若者になっている。一度非正規雇用になったらなかなか正社員になれない、そういう部分というのは政府の労働の規制緩和によってなされたのであるから、政治の力で起こった雇用格差、若者排除の問題は、やはり政治の力で解決してほしいという強い御要望がございました。

そういう意味で、私たちは、まさに今おっしゃった点であります。若年者就労支援、この若年者の職業安定の法律を別個につくってやらないとだめだ、そのことによって、今まで政府がやっておられたジョブカフェとか、趣旨自体は否定しませんが、ああいうものを予算的にも人員的にもやはり大規模にやっていく必要があるのではないかと。そういうことで、今回、若年者職業安定の特別措置法を五年の時限立法で出させていただきます。

○木原（誠）委員 済みません。余り民主党と議論をするつもりはなかったんですけども、もう一点だけ。

今の私が質問したかったことは、今回義務化になっているこの年齢制限の、その中で法律で四類型を挙げていらっしゃる、その三項目めだったというふうに思いますけれども、高齢者の雇用の安定に関する法律に基づいて、特定の年齢階層に絞る必要がある場合というのを例外事由として挙げていらっしゃる。私は、このフリーターとかあるいはニート、若者の雇用というものを考える場合には、むしろそこにしっかり焦点を当てて、その分野の人たちもその除外から外れるような規定も入れておくべきだろうというふうに思うんですね。

今度の政府案は、省令で今後これを決めていくことになると思いますけれども、当然のことながら、若者、フリーター等々についての除外の規定というのはこの省令の中に必要だというふうに私は思っております。ところが、この今の民主党案の方にはその規定がないものですから、そういう意味で、刻一刻と移る中であって、例えば今の法案は高齢者にだけ特化したような形になっている、それで本当にいいのか、そのことについて御意見を伺いたい、こう申し上げているわけでございます。

○山井議員 今まさに木原委員が質問されたように、そのことは今後省令で詰めていくとか、そういう議論というのは、やはり本来、国会ではおかしいと思うんですね。

ですから、若年者の就労支援、今このロストジェネレーションという十五歳から四十歳未満の方々というのは非常に深刻な問題です。その認識は一致していると思いますが、だからこそ、五年間の時限立法で、今回、私たち民主党は、そういう意味では年齢を絞って法案を出しているわけでありまして。

イギリスでも、一九九六年に、保守政権が若者再出発プログラムというもので、今のジョブカフェのようなプログラムをやったわけですが、なかなか効果が上がらなかった、それはやはり予算と財源、人員配置が不十分だと、それで、ブレア首相が本格的に予算と財源を投入してやり出して、五十万人の若者の雇用創出ができたということがあるわけですね。

そういう意味では、私たちは、やはりこういう年齢層を絞った新たな法律をつくってやっていく、それも政府・与党のように地方自治体に任せるのではなくて、国が責任を持ってやっていく。実際、ジョブカフェの経済産業

省の事業も三年間でもう終わってしまったわけですね、モデル事業が。あと地方自治体任せなわけです。やはり国の責任を示すということが非常に重要だということで、こういう法律をつくりました。

○木原（誠）委員 済みません。大分、すれ違いな答弁だなとちょっと正直思うんですけども、最後にいたします。

端的に御質問いたします。要するに、二十代、三十代、四十代、フリーターの人たちだけを雇用するような、そういう募集、採用というものが今の民主党案の法律四類型の中では許されるのかどうかということについて、端的にお伺いをいたしたいと思います。

○山井議員 私たちは、この除外規定のところで、新規学卒者と同じように、その年齢にかかわらず均等な機会を確保していくためということで今回の法律をつくっているわけです。それで、新卒だけを優遇しないということ禁止すればそれで十分だというふうに民主党案では考えております。

○木原（誠）委員 ということは、少なくともフリーターやニートを対象として、そこに特化したような募集、採用をかけるということ自体は、この四類型では認められていないというふうに解釈してよろしいですか。

○山井議員 それは今も答弁しましたように、新卒に限った採用、そういうものに関してやはり民主党案としてはよくないと考えて、年齢差別の撤廃をしていく、そういうことであります。

○木原（誠）委員 必ずしも一對一の明確な答弁にはなっていないと思いますけれども、これ以上突っ込んであれだと思えます。

私が申し上げたいことは、例えば、今本当にニート、フリーター対策が重要だ、こういう時期にあって、国の施策としてニート、フリーターを中心に雇ってくださいということを事業主にお願いをする、そのときに、この年齢制限の撤廃、義務化になるわけですから、その部分がひっかかってしまうようでは、施策は進んでいかなないんだろうというふうに思います。

そういう中において、省令に規定をしていく、省令の中で、そのときそのときの状況、そのときそのときの政策課題でこれを抜いていくということは、私は、大変に臨機応変な対応をするという意味では重要だ、こういうふうに思っておりますので、認識が多分共有できていないというふうに思いますけれども、この硬直性というものについてはしっかりと指摘をさせていただきたい、こんなふうに思っております。

どうぞ。

○山井議員 もう長くは答弁しませんが、認識は一緒なんですね。ロストジェネレーションの世代を、これは政治の責任、国のリーダーシップで何とかせねばならない。だからそのためには、やはり予算と人員配置をきっちり、大胆に、緊急的に、時限的にでもいいからやっていくという国家の意思を示す必要がありますし、そのための根拠になる法律をつくらないとだめだと思うんですね。

そういう意味では、私は、木原議員がおっしゃっていることをまさに実現したのが民主党のこの若年者の就業安定支援法だというふうに思っております。

○木原（誠）委員 法律はつくっているんです。それから、若年者に対する雇用を確保していくための方策は、政府もやっているんです。その中で、私が申し上げたいことは、そこまでやられるのであれば、本来は、この年齢制限撤廃という中に、高年齢者の雇用の確保の安定等のためという高年齢者のための法律だけではなくて、なぜ、では若年者の雇用のための法律もちゃんと書いておかないのかということをお願いしているんです。

本来であれば、この年齢制限というものは若年者についてもきいてくるわけですから、その部分も抜いておくべきだろうというふうに思います。法律で書くということはそういうことで、すべてのところをしっかりと見て、どの部分に必要か必要でないかということもしっかり書くということが必要だろうというふうに思っております。

政府案の方は、そのときそのときの状況に応じて、これは省令の中で、まさに皆さんの中で議論をして書けるわけですから、私はそれでいいだろうというふうに思いますけれども、法律に書くということはそういうことであって、今回、まさに若年者が対象になっているときに……（発言する者あり）法律はつくっているんです。それとは逆のことを、私はそれとは関係ないことを言っているんです。年齢制限の中でなぜそれを抜かないのかということをお願いしているんです。（発言する者あり）

○櫻田委員長 御静粛に。

○木原（誠）委員 では、端的にもう一度お聞きします。年齢制限の中で、なぜ若年者を抜かないんですか。新卒者だけを……（発言する者あり）違うんです、新卒者だけを対象にしていればいいんだという答弁は、これは別なんです。高齢者という一群があり、それからフリーターという一群がある。新卒者だけを抜けばいいという議論をし出すと、高齢者だけを抜く必要もなくなっちゃうんです。おわかりですか。

新卒者だけを抜けば済むんだという議論をしたら、高齢者に特化した除外規定を設ける必要すらなくなっちゃうんです。それは、もう議論はそこでとまっちゃうんです。新卒者だけがよければいいというわけではないんですね。

ですから、高齢者に対する除外規定を設けているのであれば、当然のことながら、若者に対する除外規定も設けてしかるべきだ、このように思いますけれども、なぜ設けていないのか、その点についてお伺いをいたします。

○山井議員 改めて答弁申し上げますが、新卒者に限るということ、それをなくすということで私たちは十分だと考えておりますし、ぜひ御理解いただきたいのは、年齢差別を禁止する法律と若年者の職業安定の法律をセットで出した理由はそこなんです。だから、まさに一番危機的な問題がロストジェネレーションの問題だということで、この新たな法律をつくって、出しているわけですよ。

ですから、ロストジェネレーション、まさにニート、フリーターを対象とした法律を出しているということが、民主党としてその部分を重視しているという最大のあらわれになっております。